

令和7年度

浪江浄化センター汚水ポンプ等更新実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

浪江町住宅水道課上下水道係

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務委託は、浪江浄化センター汚水ポンプの更新工事にあたり汚水ポンプ及び関連する電気設備の更新実施設計を行うものである。

2. 適用

本特記仕様書は、設計書記載の準拠図書に優先する。

本仕様書に定めがない事項又は設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 打合簿 (ヘ) 完了届 (ト) 納品書 (チ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び主任技術者をもって、業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、契約の目的を達成するため、必要な技術者を配置しなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後においても、業務の瑕疵が発見された場合、受注者は修正及び損害の補償についての責任を負う。

12. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

13. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。この場合、受注者は貸与品目録を作成し返納時に監督員の確認を受けるものとする。

14. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

15. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

16. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

17. 積算・契約変更の考え方

変更契約及びその根拠となる変更設計は実施業務及びその品質水準に対して行うものである。総括情報表等に記入の人員数は標準歩掛であり、受注後の人員数を拘束するものではない。業務の追加削除を行う場合は協議の上変更契約の対象とする。

18. この仕様書中の協議、提出、承諾、報告、及びそれに付随する協議等はすべて書面により行うこととする。

第2章 設計内容

1. 機械設備設計

No. 1、2ポンプを対象に3台のトータルの吐出量が中継ポンプ場のポンプ（2.1m³/分×3台）能力を超えることを条件に、現在のポンプ室及びガイドレールの規格に合うもので、かつ下流側の管渠の改造が不要なものを選定することとする。また、現在のマンホールポンプ室の手前（上流）側にも流入槽があり、ポンプを設置可能な状態であると考えられる。この流入槽にポンプを新設しバイパス管で現在のマンホールポンプ室の下流側に合流させる手法についても検討し、効果、費用の比較検証を含むものとする。

ポンプの選定にあたっては電気設備の設計の前提条件となることに留意すること。それを踏まえ、工事発注資料としてポンプの機能計算書、設計図、数量計算書、設計書の作成を行う。また、工事発注・施工時においても発注者から技術的助言を求められた際にはこれに応じること。

2. 電気設備設計

上記機械設備設計の内容をベースに現場盤、コントロールセンタ（管理棟C/C）、補助リレー盤（管理棟RY）を対象とする。機械設備設計同様、工事発注資料として設計図、数量計算書、設計書の作成を行う。また、工事発注・施工時においても発注者から技術的助言を求められた際にはこれに応じること。

3. 打ち合わせ協議

打ち合わせ回数は以下の5回を想定している。ただし、別途の打ち合わせ要求を妨げるものではない。

- ①業務着手時（初回打ち合わせ）
- ②現地踏査終了時
- ③機械設備設計ポンプ設置場所決定時
- ④ポンプ機種選定時（電気設備設計中間打ち合わせを兼ねる）
- ⑤最終打ち合わせ

なお、上記打ち合わせの際は管理技術者の出席を要する。

4. 照査

受注者は成果品の提出にあたり、社内照査を実施しなければならない。照査技術者は成果品についての社内の意思決定責任者たる役割を想定している。